

【参考資料】

悪臭防止法の一部改正に伴う政令及び省令改正について

【悪臭防止法の一部改正（平成12年5月）の内容】

1 事故時の措置の強化

事故状況の市町村長への通報、市町村長による応急措置命令等

2 臭気測定業務従事者に関する制度の法律への規定

環境大臣は、悪臭の測定を委託できる者として新たに悪臭防止法に位置づけられた臭気測定業務従事者（環境省令で定める条件に適合する者等）について、測定に関する必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するための試験及び適性検査を行うこと。

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、指定機関に試験及び適性検査の実施に関する事務を行わせることができること。

試験及び適性検査を受けようとする者は、政令で定める手数料を納付しなければならないこと。

試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定めること。

【政令改正】

試験及び適性検査の  
手数料の額

【省令改正】

- ・ 臭気測定業務従事者：臭気判定士免状の交付を受けている者
- ・ 臭気判定士免状
- ・ 臭気判定士試験
- ・ 講習
- ・ 指定機関
- ・ 手数料：臭気判定士免状の交付手数料等
- ・ その他